

運営規程

社会福祉法人博愛会

共同生活援助（日中サービス支援型）

グループホームときぞう

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人博愛会が設置するグループホームときぞう（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい福祉サービスの日中サービス支援型共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な日中サービス支援型共同生活援助の提供を確保するために必要な事項を定めます。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時の支援体制を確保し、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の支援又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な支援を適切かつ効果的に行います。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 前2項のほか、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び基準に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地

ア 名 称 グループホームときぞう

イ 所在地 鳥取県米子市一部379-3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容

ア 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、職員に対し、基準に定める共同生活援助の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行い

ます。

イ サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行います。

- 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。
- アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握します。
- アセスメントに当たっては、利用者に面接して行います。
アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成します。
- 共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、当該利用者の生活に対する移行等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めます。
- 共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付します。
- 共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付します。
- 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更します。
- 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。
- 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活

を営むことができる」と認められる利用者に対し、必要な支援を行います。

・他の職員に対する技術指導及び助言を行います。

ウ 世話人 2名（常勤職員 2名）

世話人は、生活上の相談や食事の提供等、日常生活を適切に援助します。

エ 生活支援員 2名（常勤職員 2名）

生活支援員は、入浴や排せつ、食事等の介護を行います。

オ 夜間支援従事者 夜間及び深夜の時間帯 1名以上

夜間支援従事者は、夜間帯における支援等を行う。

（入居定員）

第5条 事業所の入居者の定員は、5名です。

（共同生活援助を提供する主たる対象者）

第6条 主たる対象者は特定しない。

（共同生活援助の内容）

第7条 事業所で行う共同生活援助の内容は、下記のとおりです。

ア 利用者に対する相談

イ 食事の提供

ウ 健康管理・金銭管理の援助

エ 余暇活動の支援

オ 緊急時の対応

カ 職場等との連絡調整

キ 財産管理等の日常生活に必要な援助

ク 食事や入浴、排せつ等の介護

ケ 自立した日常生活を希望する者に対する日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 共同生活援助を提供した際は、利用者から当該共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けます。

2 法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、利用者から当該共同生活援助に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けます。

3 次に定める費用については、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。残金が生じたときは、利用者

その残金を返還します。

- (1) 家賃 月額 40,000円
 - (2) 水道光熱水費 月額 12,000円
 - (3) 食材料 月額 33,000円(朝 300円、昼 400円、夕 400円)
 - (4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 月額 2,000円
- 4 前3項に規定する額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付します。
- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意するものとする。

- (1) 建物玄関の施錠・居室内の窓施錠に伴うルール
- (2) 共同生活援助における個人での貴重品(金銭含む)のルール
- (3) 共同生活援助における喫煙のルール
- (4) 共同生活援助における飲酒のルール

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者(体験的な利用者を除く。)が同一の月に事業所が提供する共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定することとします。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知することとします。

2 事業所は、体験的な利用者からの依頼を受けて、同一の月に事業所が提供する共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定することとします。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知することとします。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告します。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行います。

3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、当該共同生活援助事業所の利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めます。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第13条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ります。

(2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施します。

(業務継続計画の作成)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、事業者の計画に従い、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

(1) 事業所における虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ります。

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施

- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の選定及び設置
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) その他、虐待の防止等のため必要な措置

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(苦情解決)

第17条 事業所は、提供した共同生活援助に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

2 提供した共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類のその他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

3 提供した共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市町村が行う報告若しくは共同生活援助の提供の記録、帳簿書類のその他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

4 提供した共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行

います。

- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力します。

（地域との連携等）

第18条 事業所は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

- 2 事業所は、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- 3 事業所は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けます。
- 4 事業所は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。
- 5 事業所は、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

- （1）採用時研修 採用後1カ月以内
- （2）継続研修 年2回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- 4 事業所は、他の指定障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ます。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- 6 事業所は、利用者に対する外部サービス利用型共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該外部サービス利用型共同生活援助を提供した日から5年間保存します。
- 7 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で

あって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

附 則

この規程は、令和7年9月15日から施行する。